

学生の旧姓及び通称名使用の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第35条の規定により、学校における学生の旧姓及び通称名(以下「通称名等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、学生が通称名等を使用することが適当であると校長が認める場合

(通称名等を使用する文書等)

第3条 通称名等を使用する文書等は、次条に定める以外の文書等とする。

(通称名等を使用できない文書等)

第4条 通称名等を使用できない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 法令等の定めにより、戸籍上又は住民票上の氏名(以下、戸籍等記載の氏名という。)を使用することとされているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、戸籍等記載の氏名を使用する必要があると校長が判断するもの

(通称名等の使用の申請)

第5条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用申請書(別記第1号様式)に確認書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の申請が第2条各号に該当すると判断した場合は、通称名等の使用を承認し、通称名等使用承認通知書(別記第2号様式)により、当該学生に通知する。
- 3 通称名等の使用の申請をして承認された学生は、原則として、戸籍等記載の氏名以外の氏名に再び変更することはできない。また、通称名等から戸籍等記載の氏名に変更した学生は、原則として、通称名等に再び変更することはできない。

(通称名等使用の中止)

第6条 通称名等を使用している学生が、その使用を中止する場合、通称名等使用中止届(別記第3号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請が承認された場合は、通称名等使用中止承認通知書(別記第4号様式)により、当該学生に通知する。

(卒業又は退学後の取扱い)

第7条 卒業又は退学時に通称名等を使用していた学生に係る文書等(第4条に定めるものを除く。)の交付申請及び交付については、当該学生が卒業又は退学した後においても、通称名等で行うものとする。

(通称名等使用に伴う説明)

第8条 通称名等の使用に際し、承認された通称名等と戸籍等記載の氏名との相違の説明については、当該学生の自己責任において行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の通称名等使用の取扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和7年2月1日から実施する。